

質問票

NO	ご質問内容	回答
1	<p>相談対応日時について</p> <p>担当者が別の業務を兼任する場合、相談の受付が可能な日時をwebページに記載し、その範囲内で予約を受け付けることは可能なのでしょうか。もしくは、専任スタッフが必要でしょうか。</p>	<p>必ずしも専任のスタッフは求めませんが、本事業以外の業務により予約制限を行うことは想定しておりません。</p> <p>なお、予約がない場合の、他事業の兼務について妨げるものではありません。</p>
2	<p>相談対応の形式について</p> <p>仕様書には、相談対応の形式について架電と記載されていますが、相談者の同意のもと、zoomなどオンライン会議システムを利用したの相談対応はできるのでしょうか。</p>	<p>相談者の希望に応じて、オンライン会議システムを活用いただくことは可能です。</p>
3	<p>専門的な見地から助言できる担当者について</p> <p>仕様書には、産業カウンセラー、弁護士、社労士等と記載がありますが、国家資格キャリアコンサルタントも、専門的な見地から助言できる担当者とみなされるのでしょうか。</p>	<p>保育に従事する職員が抱える様々な悩みについての、解決の一助となるキャリアをお持ちの方であれば、専門的な見地から助言できる配置とみなすことは可能です。</p>